			どい歯科クリニック	名	中国四国厚生局長 依田第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第一項の規定に基づき、次の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第一項の規定に基づき、次の
			V.	称	ー年法律第七十 規定に基づき公 険医及び保険薬 十月
			米子市淀江町佐陀二一三五—五	所	男) 第六十五条第 利師の登録に関す 三十日 三十日
			二 三五 — 五	在	中国四国厚生局長一国四国厚生局長 保険医療 (昭和三年)
			令和七年-	地	 大機関 大機関 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
			年十二月十日	指定年月日	